

福産医発第2067号

平成20年 2月14日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

労働安全衛生法規則の一部を改正する省令の施行及び平成10年労働省告示第88号（労働安全衛生規則第44条第3項の規定に基づき労働大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件の適用について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本改正は、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等に関する検討会」の報告を踏まえ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項の規定に基づく一般健康診断のうち、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断の項目の改正を行ったものであります。

なお、今回の主な改正点は下記のとおりです。

記

1. 改正省令の要点

①健康診断項目の改正（労働安全衛生規則第43条、第44条第1項関係）

- ・ 腹囲検査を追加したこと
- ・ 血清総コレステロールの検査に代わりLDLコレステロールの検査を規定したこと

②健康診断項目の省略（労働安全衛生規則第44条第3項関係）

定期健康診断及び特定業務従事者の健康診断の項目のうち、尿検査を省略できないものとしたこと

③その他

- ・ 所要の規定の整備を行ったこと（労働安全衛生規則第45条の2第4項関係）
- ・ 健康診断項目の改正に伴い、健康診断個人票の様式の改正を行ったこと（労働安全衛生規則様式第5号関係）



小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽
次期担当理事 名取一幸

2. 改正告示の要点

①腹囲の検査を省略できる者として以下を定めたこと

- ・ 40歳未満の者（35歳の者を除く）
- ・ 妊娠中の女性その他のものであって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの
- ・ BMIが20未満である者
- ・ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る）

②尿糖検査を省略できる者についての規定を削除したこと

改正省令・告示の細部事項については、別添のとおりですが、腹囲の測定に際しましては、労働者のプライバシーへの適正な配慮を行う必要性から簡易な測定法を導入することとし、腹囲の測定を着衣のまま測定することや健診会場における自己測定を認める上で、着衣の上からの測定に当たっては、実測値から 1.5cm 引いた値を腹囲の検査値とするものであります。

また、平成20年1月17日付（基発第0117001号・保発第0117003号）で、「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」が関係団体の長宛に発出されております。

本件は、平成20年4月から、医療保険者に対し実施が義務付けとなる『特定健康診査・特定保健指導』に関連して、高齢者医療確保法において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づく健康診断を受診した者または受診できる者については、それらの健康診断を受診し、その結果を医療保険者が受領することにより、特定健康診査の全部または一部を行ったものとする事とされており、定期健康診断の実施者である事業者に対し、当該定期健康診断の結果等の迅速かつ円滑な提供等、医療保険者との緊密な連携・協力を求めるものであります。

今回の改正につきましては、事業場への周知を図るために「定期健康診断等の項目の改正について」のリーフレットが作成されており、厚生労働省のホームページにも掲載される予定です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

(地Ⅱ187)

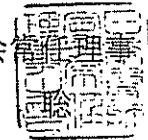
平成20年2月4日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

日本医師会

今村



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行及び平成10年
労働省告示第88号（労働安全衛生規則第44条第3項の規定に
基づき労働大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件の
適用について

この度、厚生労働省労働基準局長より、労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行及び平成10年労働省告示第88号（労働安全衛生規則第44条第3項の規定に基づき労働大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件の適用について、都道府県労働局長あてに別添のとおり通知がなされました。

本改正は、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等に関する検討会」の報告を踏まえ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項の規定に基づく一般健康診断のうち、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断の項目の改正を行ったものであります。

具体的な内容については別添のとおりであります。改正省令・告示関係について主な内容は、以下のとおりです。

1 改正省令の要点

①健康診断項目の改正（労働安全衛生規則第43条、第44条第1項関係）

- ・腹囲検査を追加したこと
- ・血清総コレステロールの検査に代わりLDLコレステロールの検査を規定したこと

②健康診断項目の省略（労働安全衛生規則第44条第3項関係）

定期健康診断及び特定業務従事者の健康診断の項目のうち、尿検査を省略できないものとしたこと

③その他

- ・ 所要の規定の整備を行ったこと（労働安全衛生規則第45条の2第4項関係）
- ・ 健康診断項目の改正に伴い、健康診断個人票の様式の改正を行ったこと（労働安全衛生規則様式第5号関係）

2 改正告示の要点

①腹囲の検査を省略できる者として以下を定めたこと

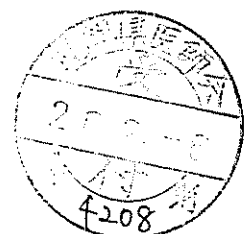
- ・ 40歳未満の者（35歳の者を除く）
- ・ 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの
- ・ BMIが20未満である者
- ・ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る）

②尿糖検査を省略できる者についての規定を削除したこと

改正省令・告示の細部事項については、別添の通りであります。腹囲の測定に際しましては、労働者のプライバシーへの適正な配慮を行う必要性から簡易な測定法を導入することとし、腹囲の測定を着衣のまま測定することや健診会場における自己測定を認めるものとする。着衣の上からの測定に当たっては、実測値から1.5 cm引いた値を腹囲の検査値とするものであります。

また、「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」が、平成20年1月17日付（基発第0117001号・保発第0117003号）で、各事業者団体の長あてに出され、事業場への周知を図るために「定期健康診断等の項目の改正について」のリーフレットが作成されましたので、参考までにお送りいたします。本リーフレットは厚生労働省のホームページにも掲載される予定です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係郡市区医師会に対して周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。





基 発 第 0121001 号

平成 20 年 1 月 21 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行及び平成 10 年労働省告示第 88 号（労働安全衛生規則第 44 条第 3 項の規定に基づき労働大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件の適用について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 19 年厚生労働省令第 96 号。以下「改正省令」という。）が、平成 19 年 7 月 6 日に公布され、平成 20 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

また、この改正に伴い、平成 10 年労働省告示第 88 号（労働安全衛生規則第 44 条第 3 項の規定に基づき労働大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件（平成 19 年厚生労働省告示第 248 号。以下「改正告示」という。）についても、平成 19 年 7 月 6 日に公示され、平成 20 年 4 月 1 日から適用されることとなっている。

今回の改正は、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等に関する検討会」の報告を踏まえ、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条第 1 項の規定に基づく一般健康診断のうち、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断（以下「定期健康診断等」という。）の項目の改正を行ったものである。

ついては、下記に示す今回の改正の趣旨を十分に理解し、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

I 改正省令関係

第 1 改正の趣旨

労働安全衛生法では、事業者に対して、労働者の健康の保持増進、疾病の早期発見・予防のみならず、労働者の就業の可否・適正配置・労働環境の評価などを判断するために、定期健康診断等の実施を義務づけている。

定期健康診断等における健康診断の項目は、作業関連疾患である脳・心臓疾患に適切に対応するという観点から、随時その項目を見直してきており、この度、新たな医学的知見が得られたことから、その項目の見直しを行ったものである。

1 腹囲の追加について

労働災害となりうる脳・心臓疾患発症の危険性については、肥満・高血圧・脂質異常症・高血糖の4つを合わせ持つと相対的に危険性が高まることが明らかになっている。

これまでは、肥満の指標としてBMI（Body Mass Index：体重（kg）/身長×身長（m）²）を用いてきたが、近年、BMIよりも腹囲（内臓脂肪）が脳・心臓疾患の発症と関連するとの報告が数多くなされ、日本内科学会等8学会よりなるメタボリックシンドローム診断基準検討委員会や国際糖尿病学会でも基準の必須項目に取り入れられるなど、腹囲（内臓脂肪）が肥満のリスク指標として優れていることが明らかとなっている。

このため、脳・心臓疾患を予防する観点から腹囲（内臓脂肪）を把握することは、労働安全衛生の観点からも欠かせないものであり、このため定期健康診断等の項目に腹囲の検査を追加したものである。

2 低比重リポたんぱくコレステロール（LDLコレステロール）の導入について

低比重リポたんぱくコレステロール（以下「LDLコレステロール」という。）は、日本動脈硬化学会が示す動脈硬化性疾患診療ガイドラインにおいて、単独で脳・心臓疾患の原因となる動脈硬化の強い危険因子になると指摘されているものであり、治療目標値はLDLコレステロールを主体とし、血清総コレステロール値を参考値とするとされているところである。

これを踏まえ、安衛法に基づく定期健康診断等の健康診断の項目において、総コレステロールに代えて、LDLコレステロールを導入したものである。

3 尿検査の必須化について

糖尿病の疑いがある者を早期に把握するため、これまで血糖検査を行ってきたところであるが、健診受診者の状況によっては、必ずしも正確な値を得られない場合もあり、血糖検査だけでは、糖尿病の疑いのある者を正確に把握することが難しいことが少なくないことが明らかになってきた。

同時に、尿中の糖の有無の検査をすることで、血糖検査だけで把握できない糖尿病の疑いがある者を、より正確に把握することが可能であることも明らかにされている。

そこで、現在は血糖検査を行った場合は、「尿中の糖の有無の検査」を省略することができるとされているが、血糖検査を補完する観点から、尿糖検査を省略することができない項目としたものである。

第2 改正の要点

1 健康診断項目の改正

定期健康診断等の健康診断項目について、①及び②の改正を行ったこと。（労働安

全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号。以下「安衛則」という。）第４３条、第４４条第１項関係）

- ① 腹囲の検査を追加したこと。
- ② 血清総コレステロールの検査に代わりＬＤＬコレステロールの検査を規定したと。

２ 健康診断項目の省略

定期健康診断及び特定業務従事者の健康診断の項目のうち、尿検査を省略できないものとしたこと。（安衛則第４４条第３項関係）

３ その他

- ① 所要の規定の整備を行ったこと。（安衛則第４５条の２第４項関係）
- ② 健康診断項目の改正に伴い、健康診断個人票の様式改正を行ったこと。（安衛則様式第５号関係）

第３ 細部事項

１ 安衛則第４３条（雇入時の健康診断）及び第４４条（定期健康診断）関係

① 「腹囲の検査」について

第３号の「腹囲の検査」は、メタボリックシンドロームの診断基準に基づき、立位、軽呼吸時、臍レベルで測定を実施する。この際脂肪蓄積が著明で、臍が下方に偏位している場合は、肋骨下縁と前上腸骨棘の midpoint の高さで測定する。

より詳細については、平成１９年「国民健康・栄養調査必携（厚生労働省）」を参考とする。なお、具体的な測定方法の映像については、独立行政法人国立健康・栄養研究所のホームページ（<http://www.nih.go.jp/eiken/chosa/kenkoeiyo.html>）に掲載されている。

② 腹囲の簡易な測定方法について

腹囲の測定については、腹部の露出等の労働者のプライバシーへの適正な配慮を行う必要があることから、簡易な測定方法を導入することとし、具体的には、腹囲の測定を、着衣のまま測定することを認めるとともに、労働者による健診会場での自己測定を認めるものとする。この際、着衣の上からの測定を行った場合は、厚生労働科学研究における研究結果を踏まえ、実測値から１．５ｃｍ引いた値を腹囲の検査値とするものとする。なお、現在も健康診断の際に、囲い等を設けて、脱衣、胸部・腹部を露出した上で、医師による診察、心電図検査等を行っているところであるが、その際、同時に腹囲の計測を行うことによりプライバシーに配慮することが可能となる。

③ 健康診断項目の実施の手順について

腹囲を定期健康診断の項目として追加し、あわせてその省略基準等を告示したところであるが、腹囲の省略基準にＢＭＩを用いる観点から、今後定期健康診断を実施する場合は、身長及び体重の測定を健康診断の最初の段階で行い、ＢＭＩの値を計算した後に医師の診察を行うことが望ましい。

また、健診機関等においては、これ以外にも、こうした腹囲測定の省略基準を念頭においた健康診断の企画を行うことが望ましい。

④ 腹囲の値による事後措置について

腹囲は、これまで肥満の指標として用いられてきた、安衛則第51条に基づく健康診断個人票に規定するBMIに代わる指標として位置づけるものである。したがって、BMIがこれまで、健康診断個人票の他の健診項目とともに、医師が労働者の状況を総合的に判断するための指標のひとつとして用いられ、これらの状況を判断した結果である「医師の意見」を事業者が勘案し、必要があると認めるときに、適切な措置を講じることとなっていたのと同様に、腹囲についても取り扱われるものである。

よって、従来からBMIのみで事後措置を求められることはなかったのと同様に、腹囲のみで事後措置を行う必要はない。

2 安衛則様式第5号関係

「BMI」の欄の下に「腹囲 (cm)」の欄を設けるとともに、「総コレステロール (mg/dl)」の欄を「LDLコレステロール (mg/dl)」の欄に改めたこと。

II 改正告示関係

第1 改正の趣旨

労働安全衛生法では、事業者に対して、労働者の健康の保持増進、疾病の早期発見・予防のみならず、労働者の就業の可否・適正配置・労働環境の評価などを判断するために、年1回の定期健康診断等の実施を義務づけている。

今般、脳・心臓疾患に適切に対応するという観点から、Iのとおり、健康診断の項目について見直しを行った。これに伴い、省略することのできる健診項目を定める告示について、所要の改正を行ったものである。

第2 改正の要点

1 腹囲の検査を省略できる者として①から④までの者を定めたこと。

- ① 40歳未満の者（35歳の者を除く。）
- ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの
- ③ BMIが20未満である者
- ④ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る。）

2 尿糖検査を省略できる者についての規定を削除したこと。

第3 細部事項

1 「40歳未満の者（35歳の者を除く。）」について

他の健診項目（肝機能検査等）の省略基準と同様の取扱いとしたものである。

- 2 「BMIが20未満である者」及び「自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る。）」について

告示で規定したBMIの数値未満のものにあつては、内臓脂肪の蓄積が多いと判断される者が統計上少ないと判断されるため、省略できる取扱いとしたものである。



基 発 第 0117001 号
保 発 第 0117003 号
平成 20 年 1 月 17 日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省保険局長

特定健康診査等の実施に関する協力依頼について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）に基づき、平成 20 年 4 月から、医療保険者は 40 歳以上の加入者に対し、糖尿病等の生活習慣病に着目した健康診査及び保健指導（以下それぞれ「特定健康診査」又は「特定保健指導」といい、総称して「特定健康診査等」という。）を実施することが義務付けられました。

高齢者医療確保法において、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の法令に基づく健康診断を受診した者又は受診できる者については、それらの健康診断を受診し、その結果を医療保険者が受領することにより、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとする事とされており、定期健康診断の実施者である事業者の皆様におかれましては、当該定期健康診断の結果等の迅速かつ円滑な提供等医療保険者との緊密な連携・協力による事務処理が必要になると考えられるところです。

つきましては、別紙のとおり、想定される医療保険者と協力いただくべき事項をお知らせいたしますので、その趣旨につきまして御理解の上、積極的に御協力いただくとともに、貴下会員その他関係機関等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

(別紙)

特定健康診査等の実施に係る事業者と医療保険者の連携・協力事項について

1. 定期健康診断時の服薬歴及び喫煙歴の聴取の実施並びに医療保険者への情報提供

特定健康診査においては、「既往歴の調査」の項目の中で「服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査」を行うこととなっているが、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に規定する定期健康診断においては「既往歴の調査」の項目の中で服薬歴及び喫煙歴の調査を行うことまで義務付けられているわけではない。

しかしながら、定期健康診断においては、従来からこれらに係る聴取を行っている場合が多いこと、服薬歴及び喫煙歴の有無は特定保健指導対象者の抽出に不可欠なことから、来年度以降も引き続き聴取を実施されるよう御協力願いたい。なお、労働安全衛生規則第51条に基づく健康診断結果個人票に服薬歴及び喫煙歴の有無を記載していない場合においても、事業者がこれらに関する情報を定期健康診断等により把握している場合には、医療保険者から求めがあった際、健康診断結果個人票の写しと併せて、情報を提供されるよう御協力願いたい。

また、定期健康診断時に服薬歴及び喫煙歴について聴取を行わなかった場合は、医療保険者が労働者個人に対して直接聴取を行う可能性があることについて周知願いたい。

※服薬歴及び喫煙歴に関する標準的な問診内容については、「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」（http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu/pdf/02b_0013.pdf）を参照されたい。

2. 定期健康診断等の結果の情報提供等について

(1) 事業者から医療保険者への定期健康診断等の結果の情報提供について

労働安全衛生法上、事業者は、電磁的記録様式による保存を義務付けられていないが、高齢者医療確保法関係法令上、医療保険者は、特定健康診査等の結果を標準的な電磁的記録様式により保存しなければならないこと、電磁的記録を作成し提出できる機関に委託し得ることを定めることとしている。

そのため、医療保険者が事業者に対して標準的な電磁的記録様式による健康診断の結果の提出を求めることが予想されるところである。これを踏まえ、医療保険者と事業者との協議調整により、標準的な電磁的記録様式による方法やその他適切な方法により、医療保険者へその保存している結果の写しを提出するよう願いたい。

なお、社会保険診療報酬支払基金ホームページの特定健診等機関基本情報リスト（<http://www.ssk.or.jp/tokuteikenshin/index.html>）や国立保健医療科学院ホームページの特定健康診査機関・特定保健指導機関データベース

（<http://kenshin-db.niph.go.jp/kenshin/>）においては、標準的な電磁的記録様式による結果の提出が可能な健診機関等の情報を提供しているので参考として御活用いただきたい。

(2) 特定健康診査に含まれない検査項目の取扱いについて

労働安全衛生規則に基づく定期健康診断の検査項目のうち、高齢者医療確保法に基づく特定健康診査の検査項目に含まれないものについては、事業者が定期健康診断の実施時に、労働者に対して定期健康診断の結果の情報を医療保険者に提供する旨を明示し、同意を得ること（受診案内等への記載や健診会場での掲示等黙示によるものも含む。）で特定健康診査に含まれないものも含めて情報提供が可能となる。

受領した定期健康診断結果のうち特定保健指導の実施等に必要な検査項目の結果以外は廃棄するなど、個人情報保護に十分配慮した取扱いを医療保険者が行うよう定められていることから、事業者におかれては、労働者の同意が得られるよう、御協力願いたい。

(3) 定期健康診断の結果の情報提供に関する必要な取決め及び費用負担等について

定期健康診断の結果の情報提供に関する必要な取決め等については、事業者と医療保険者との間で、双方が納得できる方法及び形態等を十分に協議いただき、必要に応じて契約を締結するなど円滑な連携を図っていただくよう御協力願いたい。

なお、協議調整の際は、医療保険者への提供のみを目的として定期健康診断の結果を作成又は送付する場合は、それに要した費用を医療保険者に請求することは差し支えないことに御留意願いたい。

3. 特定保健指導について

(1) 就業時間中における特定保健指導の実施等について

特定保健指導は、医療保険者にその実施義務を課し、労働者個人の意思により利用されるものであって、業務遂行との関連において行われるものではないことから、その受診に要した時間の賃金を事業者が負担する義務を負うものではない。

しかしながら、特定保健指導等を受けるための機会の拡充や実施率の向上は、労働者の健康の保持・増進につながることから、事業者におかれては、就業時間中の受診に要した時間の賃金等の取扱いについて特段の御配慮をいただき、協力できるか御検討願いたい。

(2) 事業者が実施する保健指導と併せて特定保健指導を実施する場合の費用負担について

事業者が定期健康診断等の実施後の保健指導と併せて特定保健指導も行う場合、特定保健指導の費用として医療保険者に請求できる範囲は、その趣旨及び法定の実施内容にかんがみ特定保健指導とみなすことができる部分に限られ、明確な区分けに基づく費用の算定が求められることから、事業者と医療保険者との間で事前に十分な協議調整を行い、円滑な実施を図っていただくようお願いしたい。

なお、協議調整の際は、保健指導と特定保健指導との棲み分けや一体実施の方法等について、具体的に整理しておく必要がある点に御留意願いたい。

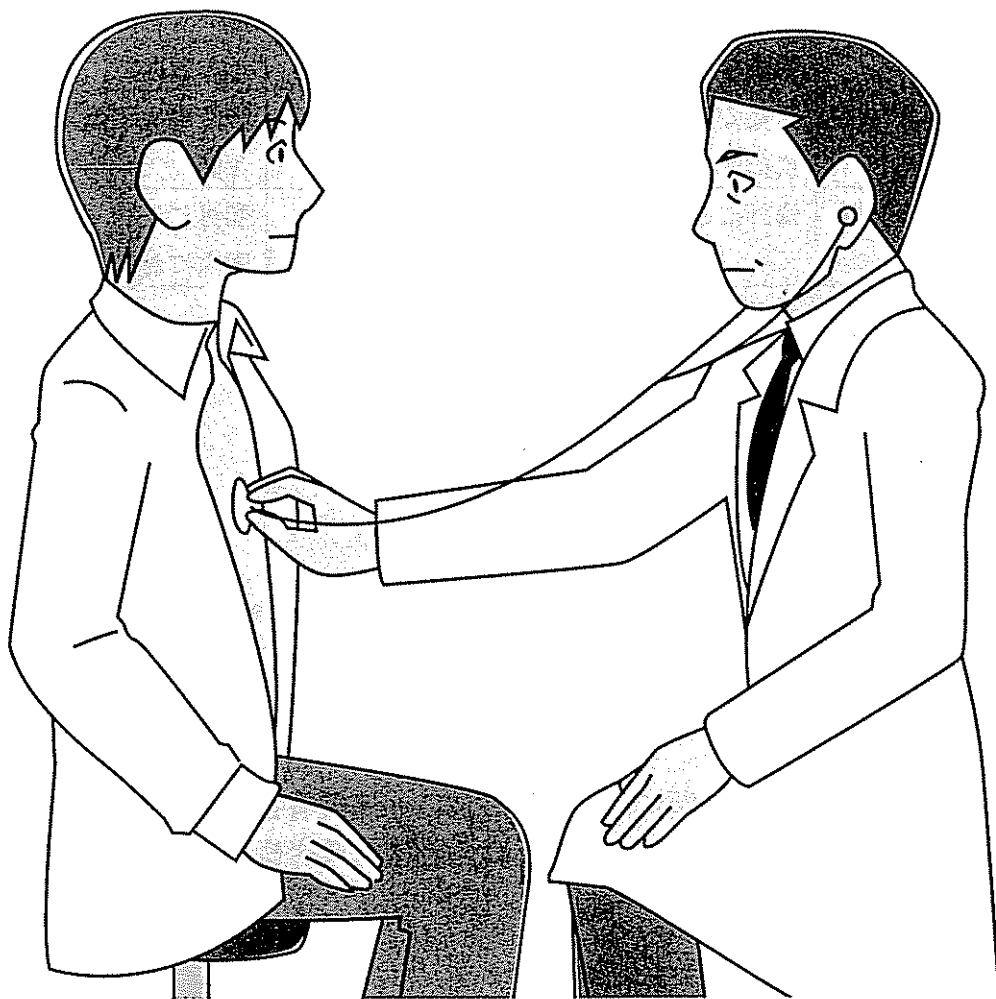
4. 血糖検査について

高齢者医療確保法において、特定保健指導の対象者の選定のために必要な項目として、空腹時血糖又はヘモグロビン A1c 検査を実施することとしている。

定期健康診断においては、従来から空腹時血糖を中心に検査を行ってきており、今後も空腹時血糖を測定することとするのが望ましいが、受診前に摂食した者等、随時血糖の測定を行わざるをえない場合には、ヘモグロビン A1c 検査で代替させることも可能である。

この際、事業者におかれては、随時血糖の測定のみとならざるを得ない場合であって、高齢者医療確保法に基づき医療保険者に対して当該測定の結果に関する情報を提供する際には、当該結果が随時血糖に係るものであることを明示していただくよう、あらかじめ健診機関に依頼する等の御協力を願いたい。

労働安全衛生法に基づく
定期健康診断等の項目の改正について
～平成20年4月1日施行～



- ・労働者の健康確保対策の充実強化を図るため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の項目が改正されました。
- ・改正内容に基づき、労働者の健康確保のため健康診断を適切に実施しましょう。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

健康診断項目の改正について

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければならないこととなっています。

このうち、以下の健康診断の項目が改正され、平成20年4月1日から施行されます。

健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
雇入時の健康診断	常時使用する労働者	雇い入れの際
定期健康診断	常時使用する労働者	1年以内毎に1回
特定業務従事者の健康診断	労働安全衛生規則第13条第1項第2号 ^(※) に掲げる業務に常時従事する労働者	配置替えの際及び6月以内毎に1回
海外派遣労働者の健康診断	海外に6月以上派遣する労働者	海外に派遣する際及び帰国後、国内における業務に就かせる際

※労働安全衛生規則第13条第1項第2号

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、紙打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

○労働安全衛生法に基づく健康診断には、上記の他に一定の有害な業務に従事する労働者に対して行う特殊健康診断等があります。詳しくは、都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

改正の背景

1. 定期健康診断において、脂質異常症や高血圧、糖尿病など脳・心臓疾患等につながる所見を有する労働者が増加していること
2. 業務によって生じた脳・心臓疾患により労災認定される件数が近年高止まりしていること
3. 中高年の男性を中心に肥満者の割合が増加傾向にあるが、肥満者の多くが持つ糖尿病、高血圧、脂質異常症等の危険因子が重なるほど、作業関連疾患である脳・心臓疾患を発症する危険が増大することが医学的に判明していること

→作業関連疾患としての脳・心臓疾患を予防する観点から健康診断項目を改正

改正の内容

1. 健康診断項目の追加・変更（労働安全衛生規則第43条、第44条）

雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断の項目が、以下のとおり追加・変更されます。

①腹囲の検査を追加

→これまで肥満の指標として主に用いられてきたBMI^(※)に比べ、腹囲（内臓脂肪）が脳・心臓疾患の発症と関連するとの報告が数多くなされ、肥満のリスク指標として優れていることから追加

※ BMI（Body Mass Index）：体重（kg）／身長×身長（m²）

②血中脂質検査のうち、血清総コレステロールを低比重リポ蛋白（LDL）コレステロールに変更

→LDLコレステロールは、いわゆる悪玉コレステロールと言われ、単独で脳・心臓疾患の原因となる動脈硬化の強い危険因子になることから変更

2. 健康診断項目の省略基準の策定と変更（労働安全衛生規則第44条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準）

定期健康診断及び特定業務従事者の健康診断の項目の省略基準が以下のとおり策定・変更されます。

①腹囲の検査の省略基準を策定

以下の者は、医師の判断により省略可。

- ・ 40歳未満（35歳を除く。）の者
- ・ 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの
- ・ BMIが20未満である者
- ・ BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者

②尿糖の検査の省略基準を削除し、必須化

→尿糖検査により、血糖検査だけで把握できない糖尿病の疑いのある者をより正確に把握することが可能

3. その他

①腹囲の簡易な測定方法について

- ・ 着衣の上から測定を行うことも可能（実測値から1.5cm差し引いた値を記載）
- ・ 健診会場において労働者が自己測定することも可能

②喫煙歴、服薬歴の聴取の徹底を通知

問診（既往歴及び業務歴の調査）等の際に、喫煙歴、服薬歴の聴取を徹底するよう通知

新旧対照表

労働安全衛生法における定期健康診断の新旧項目

- ・定期健康診断項目についての新旧対照表です。
- ・雇入時の健康診断は、●1及び●2の項目も必須項目となります。また、喀痰検査の項目はありません。
- ・特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断の省略基準等については、都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

		【旧】	【新】
診 察 等	問診(既往歴及び業務歴の調査)	○	○
	(喫煙歴及び服薬歴)		※1
	身体計測 (身長)	●1	●1
	(体重)	○	○
	視力	○	○
	聴力	○	○
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○
	血圧	○	○
	胸部エックス線検査	○	○
喀痰検査		□1	□1
検 査 貧 血	血色素量	●2	●2
	赤血球数	●2	●2
肝 機 能 検 査	G O T	●2	●2
	G P T	●2	●2
	γ - G T P	●2	●2
血 中 脂 質 検 査	血清総コレステロール	●2	
	血清トリグリセライド	●2	●2
	H D L コレステロール	●2	●2
検 査 血 糖	空腹時血糖	●2	●2
	ヘモグロビン A 1 c	(□2)	(□2)
尿 検 査	蛋白	○	○
心電図検査		●2	●2

○ : 必須項目

□1 : 胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について医師の判断に基づき省略可

□2 : 血糖検査については、ヘモグロビン A 1 c で代替可 (平成10年12月15日 基発第697号)

●1 : 20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可

●2 : 40歳未満 (35歳を除く。) の者については、医師の判断に基づき省略可

●3 : 血糖検査を受けた者については、医師の判断に基づき省略可

※1 : 喫煙歴及び服薬歴については、問診等で聴取を徹底する旨通知 (平成20年1月17日 基発第0117001号、保発第0117003号)

※2 : ●2に加えて、①妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、②BMIが20未満である者、③BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者は、医師の判断に基づき省略可

このパンフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。